

## 工事成績評定結果公表要領

### 1. 公表の目的

公共事業の執行について、公共工事の適正な施工を確保するために工事成績評定結果を公表する。

### 2. 公表の内容

- (1) 請負代金額五百万円以上の工事を対象とする。
- (2) 受注者宛工事検査結果通知書（別記第7号様式）の写し

### 3. 公表方法及び場所

#### (1) 公表方法

公表の方法は閲覧方式とする。

書式は別添の通りとする。

#### (2) 公表場所

発注機関の閲覧所を原則とする。

#### (3) 公表時期

結果通知後速やかに公表するものとする。

#### (4) 公表期間

検査を実施した年度とその翌年度の末日までとする。

#### (5) 公表時間

開庁時間（本庁及び出先機関の執務時間に関する規則による）を原則とする。

#### (6) 公表資料の管理・保管

公表資料の管理・保管は、各機関の係員（各機関の長が指名した職員とする。）が行うものとする。

閲覧時における公表資料の貸し出し、複写等を行わないものとする。

閲覧しようとする者は、閲覧申請簿に必要事項を記載し、係員の承認を得て行うものとする。

## 附則

### (施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年7月5日から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

